「在学中」の手続について

在学中の手続は、次のとおりです。 (就業後の手続は、大学卒業前にお知らせします。)

(1) 奨学生証のコピーの提出(全員)

重要

No	内容	手続き	提出期限
1		無利子奨学金の <u>「奨学生証」のコピー</u> を問合せ先に提出してく ださい。	令和6年5月31日

(2) 連絡先の報告について(該当者のみ)

No	内容	手続き	提出期限
1	「進学状況報告書」(提出済)の 未定内容が決定したとき (住所・電話・メールアドレス等)	決定内容を問合せ先にメールした上で、必ずお電話ください。	令和6年5月31日
2	「進学状況報告書」(提出済)の 内容に変更があったとき (住所・電話・メールアドレス等)	変更内容を問合せ先にメールした上で、必ずお電話ください。	変更後速やかに

[※]連絡先は、県から「本制度の手続き」のお知らせ等を行うために、大変重要です。 <u>このため、変更があった場合は必ず、連絡先をご報告くださいますようお願いします。</u>

(3) その他の手続きについて(該当者のみ)

No	内容	手続き	提出期限
1	奨学金借受額等を変更した場合	在学中に借受額や期間を変更した場合は、 「奨学金貸与証明書」を問合せ先に提出してくだい。 ※「奨学金貸与証明書」は、日本学生支援機構に発行してもら う書類です。詳細は日本学生支援機構IPで確認ください。	変更後速やかに
2	大学院に進学する場合	「大学院」に進学する場合は、速やかに「問合せ先」まで御連絡の上、「助成候補者進学状況報告書(県HPに掲載)」を提出してください。 ※報告がない場合、助成候補者の認定を取り消すことがありますのでご注意ください。	大学卒業年度の 3月31日

[※]給付型奨学金の利用により、無利子奨学金の貸与月額が0円に調整される場合でも、必ず提出ください。 ※上記以外の理由(所得要件等)で、無利子奨学金の貸与を受けないこととなった場合は、必ず問合せ先にご連絡ください。

[※]①、②いずれの場合も、メールの件名は「助成候補者の連絡先報告」としてください。

[※]いただいた情報は、奨学金返還支援に関する手続き及び本制度への協力企業に対する情報提供のみに使用し、 他の用途には使用いたしません。

2 奨学金の返還に対する支援の開始について

大学等を<u>修業年限以内に</u>卒業後、徳島県内に定住し、県内事業所で正規職員<u>(公務員を除く)</u>として 通算36月以上就業した場合、助成候補者からの申請により奨学金の返還に対する支援を開始します。

申請手続については、時期が近づいてきたら、改めてお知らせします。

3 その他注意事項

(1) 奨学生証のコピーの郵送方法について

郵送の際は、封筒の表面に次の内容を「赤字」で記載してください。

- ■「就業状況報告書」在中
- ■令和5年度認定(県内枠)
- ■県管理番号
- ※県管理番号とは、今回送付した認定通知の右下に記載の「23XXXK」で皆さんの識別番号です。

電話やメール等での問合せ時には、必ず、氏名と併せて管理番号も申し出てください。

(2) 認定が取消される場合について

助成候補者に認定されても、必ずしも奨学金の返還支援を受けられるものではありません。 次の事由のいずれかに該当した場合は、助成候補者の認定を取り消すことになりますので、御注意く ださい。

(認定の取消事由)

- ① 日本学生支援機構無利子奨学金の貸与を受けることができなかった場合又は取り消された場合
- ② 大学等を修業年限以内に卒業できなかった場合(病気・けが等やむを得ない事情による場合を除く)
- ③ 奨学金の返還が免除された場合
- ④ 奨学金返還を滞納した場合
- ⑤ 助成候補者を辞退する旨の申出があった場合
- ⑥ 大学等を卒業した年の9月30日までに県内に事業所を置く企業に就業しなかった場合
- ⑦ 就業して3年に満たずに自己都合(病気・けが等やむを得ない事情による場合を除く)により離職した場合
- 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12か月を超えて県内に事業所を置く企業に就業 しなかった場合
- ⑨ 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合
- ⑩ 就業した後に県外に転出した場合(転勤による県外事業所勤務を除く)
- ① 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用した場合
- 御 補助対象となる奨学金について,他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し,両制度による助成金額が借受総額を超える場合
- ③ 正当な理由がないにも関わらず、大学等を卒業後、県内に住所を有しない場合
- ④ その他知事が不適当と認めるとき
- ⑤ 就業状況報告等各種必要な報告が期限日までになかった場合

※詳細は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱を御覧ください。

上記①~⑮に該当することとなった場合は、必ず県に御連絡ください。

(※退学した場合は、理由に関わらず、必ず御連絡ください。)

(重要) こちらも必ずお読みください。

認定通知書の借受奨学金の記載等について

提出いただいた「助成候補者認定申請書」の記載をもとに記載しています。 万一、内容に誤りがある場合は、至急、問合せ先まで御連絡ください。

こちらから電話やメールで連絡をすることがあります

県では、助成候補者に対し、電話やメール、文書等によって、書類の提出を促したり、状況の確認を行うことがありますので、日頃からメールの受信確認を行うとともに、県からの連絡には必ず返信するようにしてください。

一定期間応答が無かった場合、助成候補者の認定を取り消すことがあります。

次の場合は、必ず御連絡ください

- ■氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、当初の申請書の内容が変更となった場合
 - ※変更の都度、御連絡ください。
 - ※「最新の情報」が無ければ、必要な連絡や状況確認ができません。認定取消といった不本意な決定をせざるを得なくなる場合があります。
- ■就業状況に変動があった場合
 - ※配属先が県外となった場合や退職した場合等
- ■何らかの理由により、就業報告等の書類が提出できない場合
 - ※そのまま放置すると認定取消になります。必ず県に御連絡ください。
- ■奨学金貸与状況や返還状況に変更があった場合
 - ※奨学金貸与月額や貸与期間が変更になった場合
 - ※奨学金の返還免除や返還猶予を受けた場合
 - ※奨学金の返還を滞納してしまった場合

■その他お願い

支援が終了するまで、これから長期間のお付き合いとなります。

今後、徳島県からのメールや文書案内等を、必ず御確認くださいますようお願いします。 また、徳島県ホームページに、補助金交付要綱や手続情報を掲載しています。適宜御確認ください。

<u>※どうしても御本人と連絡が取れない場合は、近親者のほか、就業先の会社等に連絡することがありますので予め御了承ください。</u>

【就業報告に関する様式】

徳島県ホームページから、電子データをダウンロードできます。

- ①インターネット検索サイトから「徳島県奨学金返還支援制度」を検索。
- ②ホームページ内の「認定後の手続」-「就業「1-3年目」の方」をクリック。
- ③リンク先にPDF (就業状況報告書、在職証明書等) を掲載しています。